

設立趣旨書

特定非営利活動法人ワーク
設立代表者 山添 勉

1 趣旨

国並びに地方公共団体・民間企業等などにおいては、「障害者基本法」の策定により、これまでの身体障害者、知的障害者に加えて、障害者の範囲が、精神障害・てんかん・自閉症・難病などにも広がり、障害児者の関連領域はいっそう拡大しています。

このように障害児・者・家族を対象とする福祉の施策が、今日ではますます重要になっております。

- ① 2004年に営利事業の介護事業を始めてから、高齢者の介護サービス並びに高齢者の障害者サービスを行っておりました。
- ② 「障害者基本法」の策定により、今後は活動の幅広く各種団体との連携を強化する為にも、非営利活動により障害児者の取り組みを推進しなければならないと考えております。

また、家族にも障害児がいて、障害児者の支援を活性化して、障害児者・高齢者が住み慣れた地域で、住み続けられる支援活動を推進しなければならないと考えております。

障害児者・家族自身による相談窓口の開設など、障害者の就労支援活動並びに障害児者・家族の交流の場づくりを進める為にも、私達は特定非営利活動推進法に基づく法人格を取得し、特定非営利法人「ワーク」を設立することと致しました。特定非営利活動法人格取得後はこれまでできなかつた、障害者の就労支援を充実していきたいと考えております。

2. 申請に至るまでの経過

介護事業を始めた2004年から、本年4月までは、地域の一部ボランティア活動に支え合いと、関わり合って活動を進めてまいりましたが、活動内容も障害者就労支援の充実と、地域の皆様からの要望・要請に応える為、また障害児者の活動をもっと充実するためにも、社会的な信用のある法人設立が必要となり、特定非営利活動法人設立の発起人会を令和6年6月1日より開き、設立の趣旨、定款、令和6年度・令和7年度の事業計画及び収支予算、設立当初の役員などについての案を審議してまいりました。

令和6年9月22日午後1時より設立総会を開き、発起人より設立の趣旨、定款令和6年度・及び令和7年度の事業計画及び、収支予算、設立当初の役員などを提案し、審議の上決定しました。